

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田巖さんを救おう！

無実

第 27 号 2007 年 2 月 28 日

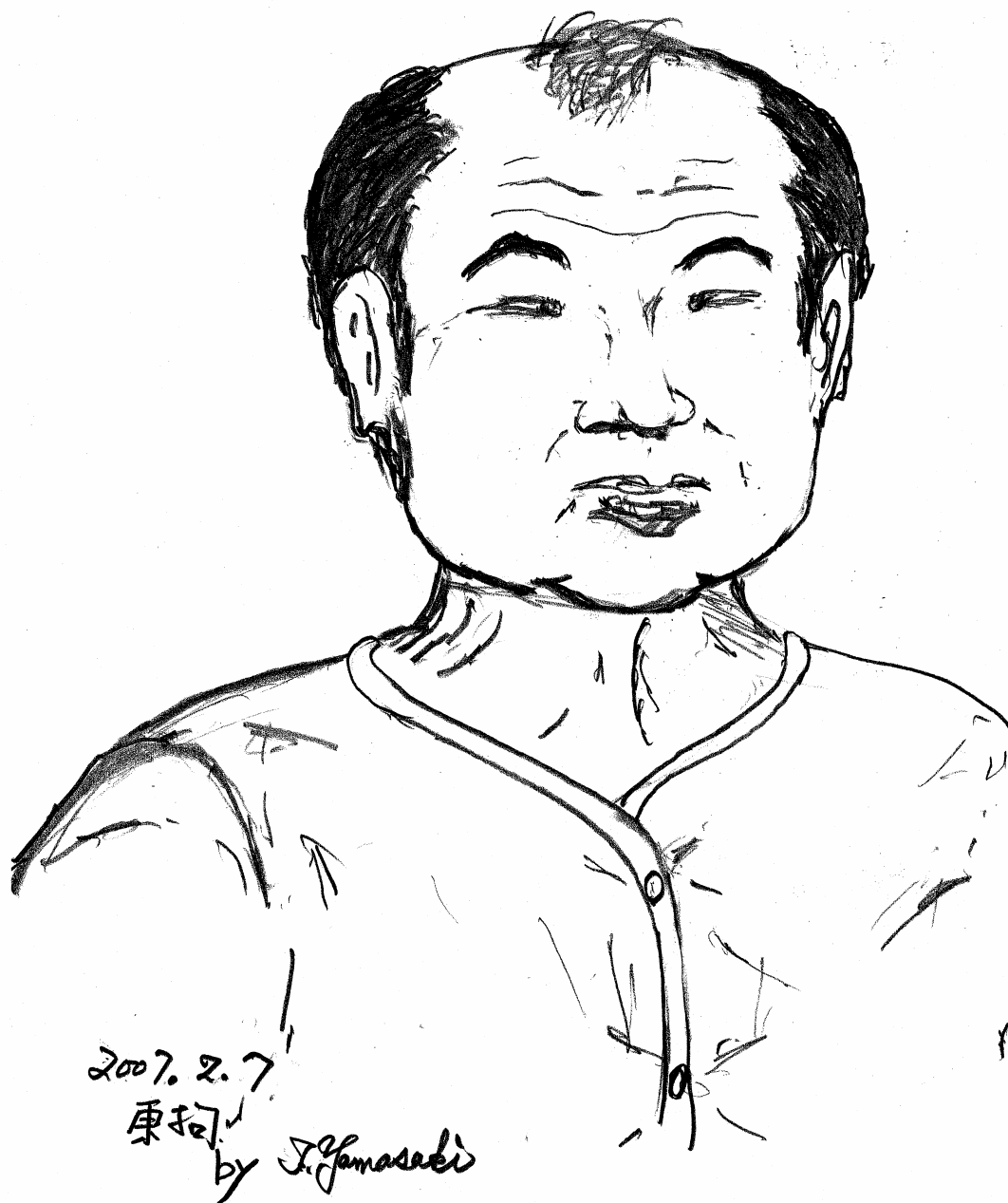
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18

電話:054-366-2468 FAX:054-366-2475

郵便振替口座：番号 00890-7-185276 名称：清水・静岡袴田巖救援会

ホームページアドレス：<http://hakamada2.exblog.jp/>



巖さんと会いました

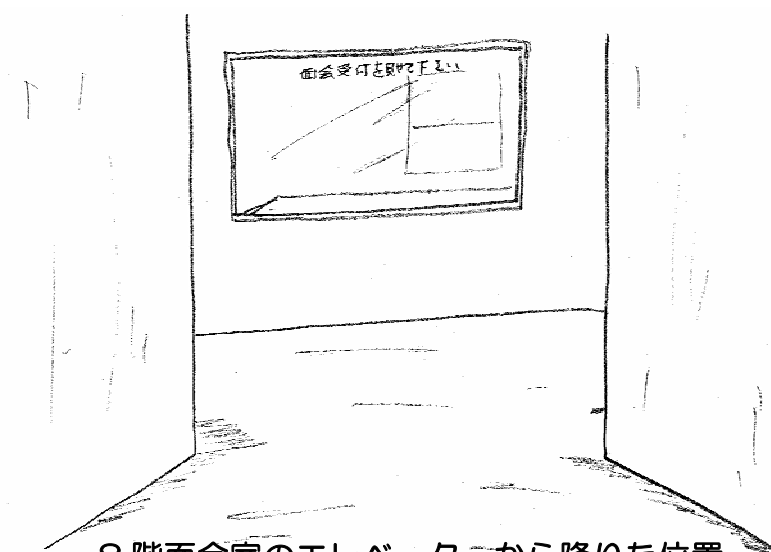
事務局長 山崎 俊樹

面会受付番号 81 番。 2 月 7 日、弁護団会議に先立つ午前 11 時前、東京拘置所に行った。 東京で弁護団会議があるときは出来るだけ拘置所に行くようにしている。すでに 1 月 12 日にはお姉さんが面会を済ませており、その様子は 1 月 14 日の集会でお姉さんが報告をしてくれている。 元気な様子で、相変わらず意味の分からないことを言っているが、甘いものがほしいと言われ、羊羹やチョコレートなどを差し入れてきたというものであった。

当日は、今年(2007 年)になって初めて東京拘置所を訪れた日であった。 この日まで、私は獄中の袴田さんとまだ会ったことはなかった。 面会申込書に自分の名前を書き、巖さんへの面会を求めてすでに 12 年以上になる。 まだ私が法務省の規制を受け、面会申し込みすら出来ない頃からこの拘置所に通っているので、15 年ぐらいは幾度となくここ東京拘置所に来ていることになる。

“今日は会ってくれるのだろうか” そんな不安を抱えていた。 私自身は昨年 12 月 20 日にお姉さんと共に面会を求めたときは拒否されているし、その前日の 12 月 19 日も、弁護団の小澤先生、小川秀世先生がやはり拒否されている。 先月(1 月)はお姉さんが面会に成功しているが、今日は無理かな。 そんな思いを抱いて待っていたら、 電光掲示板の機械音が「81 番 8 階面会室へ」とアナウンスする。 「ドキッとした」正直な気持ちである。

急いで身体検査を受ける。 気が焦っていたせいか、携帯電話のストラップが服の襟に絡まって外すのに苦労する。 鞆がロッカーに入らなくてイライラする。 後で冷静になった時に思い出し、自分でもおかしくなるくらい慌てていたことがわかる。

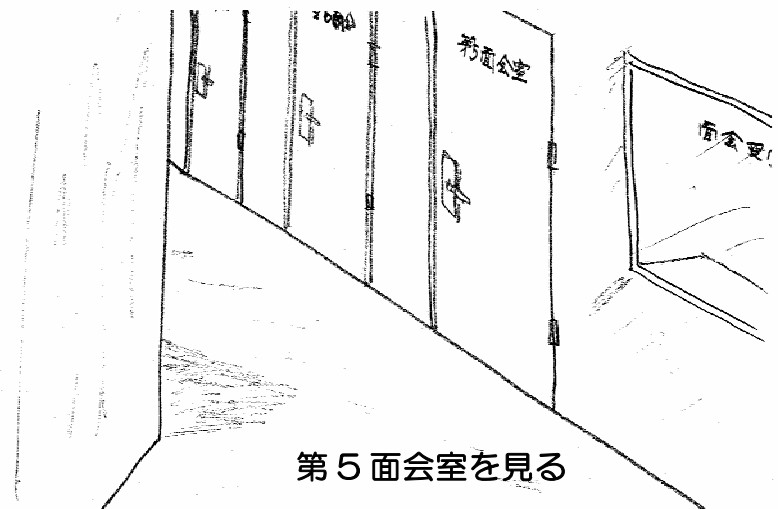


8 階面会室のエレベーターから降りた位置

8 階、第五面会室がその場だった。 拘置所はすでに近代的な高層ビルに生まれ変わり、以前の古びた建物独特の人の息づかいが何となく感じられる温かさは今の建物にはない。 面会室に向かう通路を歩く。 初めての経験なのでとても長い通路に感じる。 周りが見えない、蛍光灯の明かりだけが天井から輝いてい

る。最初は左に、次は右に少し曲がった通路である。突き当たると、正面がガラス張りになって、外の光がたっぷりと差し込んでいるエレベーターホールになる。ホールを挟んで両側に2台、面会室に向かう専用のエレベーターがある。午前中の面会は12時までなので気が焦る。エレベーターに乗ったのは私一人だけ。8階で降りると、右側正面に受付がある。面会室はその並びに、受付を挟み向かって右側が第1面会室から第4面会室まで、左側が、第5面会室から第8面会室まで入り口のドアが並んでいる。受付は総ガラス張りで中に係員がいる。小窓など、その係員と言葉を交わすようなものはいっさい無い。ガラス越しに81番と書いてある青い受付用紙を見せると第五面会室を指示された。受付に向かって直ぐ左側のドアである。

中は幅2メートル、奥行きが3.5メートルぐらいの部屋だった。ほぼ中央にいわゆるシャバと縁を切る透明なガラス板(プラスチック板)が部屋の間仕切りになっている。わずか数ミリの厚さである。この“厚さ”が、すでに40年以上も袴田さんを閉じこめ、限



第5面会室を見る

らない厚みを持ち続けているのだ。テレビドラマに出てくるような声を通す細かい穴は開いていない。何の飾りも色もない無機質な、しかし、私たちがまだ越えることの出来ない透明の壁なのだ。

手前に面会人用の椅子が三つ。座ると、肘の位置にノートが置けるぐらいの机が、ガラス板(プラスチック板)の下部で部屋の両側まで延びている。ガラス板と机の境にはお互いが会話出来るように、金属のこまかい格子状になっている。声を通るような構造になっているのだろう。

なんの前触れもなく突然、ガラス板の向こうに見えていたドアが開き、袴田さんを前にして刑務官と共に入ってきた。一瞬声が出ない。“この人が袴田さん？”小柄で、事前に想像していた顔つきとは違っていた。考えてみたら、私は40年前の、それも写真でしか袴田巖さんを見たことがない。私から見て左側に座る。右側は一段高くなっていて机がありそこに刑務官が座り、私たちの会話の記録をする。

「こんにちは」

巖さん：「こんにちは」

「元気ですか？」

巖さん：「元気だよ、ここはボンネンで生きて・・・みんな・・・元気ですよ」

「食事おいしいですか」

巖さん：「粗食が一番なんだ。粗食が体にいいんだ。それから、甘いものもいいんです」

「お姉さんが先月お菓子を入れてくれたでしょう、チョコレートとか。食べましたか。」

巖さん：「知らないよ、ないよ、ここは消されてしまいますからね」「粗食が一番だから骨とスジばかりですよ」

「そうですね、健康には粗食がいいですね。何か食べたいものないんですか」

巖さん：「蜂蜜が体にいいんです。私は皆さんとは違いますから、人間国宝には甘いものが・・・甘いものがいちばんいいですよ・・・」「ボンネンのところだから・・・。」

話し始める最初の言葉は良く聞こえるが、早口で途中から声が小さくなり何を言っているのか分からなくなってくる。

「なにか食べ物でほしいものはありますか」

巖さん：「メロンがいい。メロンがいいんですよ。それも、ジュースがいいんです。人間国宝は・・・名が・・・なんです。」

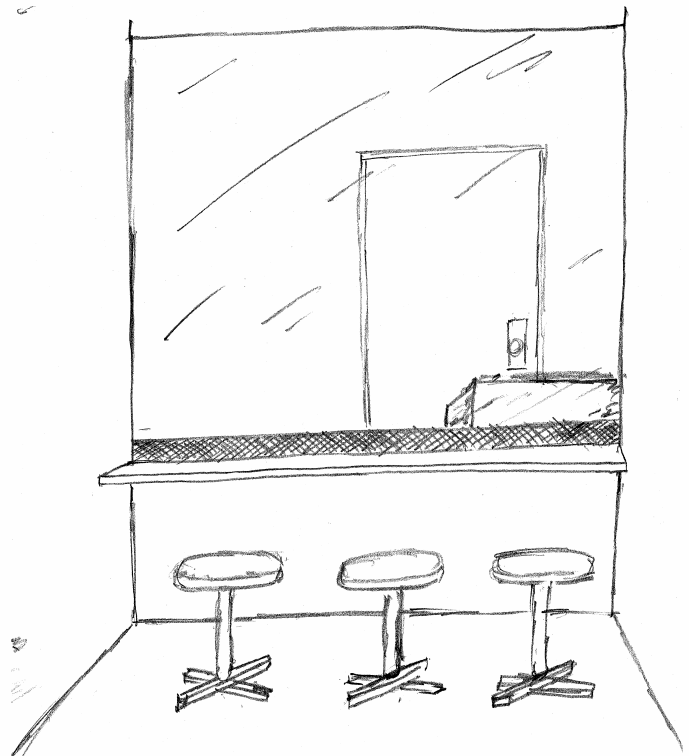
「メロンは無理かも分かりませんが、後で聞いてみます」「他には何か食べたいものがありますか」

巖さん：「蜂蜜があればいいですね。体にいいものですから、人間国宝は蜂蜜が・・・」「蜂蜜は無理かも分かりません。ボクシングの本は見ましたか」

巖さん：「見たことはありますよ。ここは後ろに機械が回転している・・・」「目に書いてあるからね・・・」

「機械が回転して、何に書いてあるんですか」

巖さん：「見えるのは、書いてあるのが見えるんですよ。ここはボンネンであるから、何でもボンネンで出来ているから・・・・、そんな世界なんですよ。それを見て・・・直ぐ消えるから・・・」
「消えてしまうんですか」



面会室の中

奥のドアが開き、袴田さんが現れる
ガラス板を挟み、私と袴田さんが対面する

巖さん：「うん、書いてあるだけだから、ボンネンは書いてあるだけだから……」

「何に書いてあるんですか」

巖さん：「目に書いてあるんですよ、みんな目に書いてある。見えるのは目に書いただけですから」

「映画とか見えていますか」

巖さん：「一週間にビデオテレビをみます。直ぐ消えますけれど見えますよ。」

「どんなものを見ましたか」

……しばらく考えて

巖さん：「思い出せないですね。ここは何でも消えますから、ボンネンが入ってくるんですよ中の問題です。」

「おもしろいものがありましたか」

……また、しばらく考えて

巖さん：「思い出せませんね。全部消えるところですから、皆さんとところと違うんですよ。消えますのでね。」

「小林旭、知っているでしょう。好きだったでしょう」

巖さん：「知らないですね……皆さんのところとは違って消えていくんですよ」

「石原裕次郎とか、小林旭は覚えていないですか」

巖さん：「……思い出せませんね。後ろで消えていきますから……」

「そうですか、思い出せないですか。あとで、小林旭の写真を送りますから」

巖さん：「そうですか。送るんですか。いいですよ。」

「袴田さん、ボクシング、やっていたでしょう。後樂園ホール覚えていますか。ボクシングやってる人たちが袴田さんのことを心配しているんですよ。会ってくれますか」

巖さん：「ボクシング……覚えていないな。ボンネンで消されていくんですよ……消されて……」

「昭和 32 年、静岡国体に袴田さん出たでしょう」

巖さん：「あれはオリンピック予選でしたから、予選試合でしたから難しくなかったですね……たいしたことではなかったですよ。みんなやりましたから……」

「ファイティング原田 覚えているでしょう」

巖さん：「……覚えてないのかな……思い出せない……ボンネンが消えているから……」

「輪島功一さんたちが、ボクシングをやっている人たちが会いたいと言ってます」

巖さん：「知らないですが、会いますよ、みんな消されてしまいますから」

「ボクシングで使うシャツを送りますから」(Tシャツとかトレーナーなどの言葉は理解できないと思ったので)「ボクシングの絵をシャツに描いてありますから」

巖さん：「そうですか、おくるんですか……こうやって新しくなったから……」

このとき自分が今着ている服の方に目を移す。それまでは、私の顔を見て話をしてくれている。目は私の目を見ているのだが、何か遠くを見ている印象を受けた。

髪の毛は頭頂部の周りはほとんど無いが、中央部にやや薄くなって小さくまとまっている。頭周部は年齢を感じさせない髪の毛がたっぷりとあり、さらに色は真っ黒である。よく見ると多少白いものがあるかないかでよく分からない。

顔の色つやは良く、ハリのある薄いピンク色をして、しわはほとんど無い。鼻の下のひげはきれいに剃られていると思われるが、あごの下に真っ白な 2cm ぐらいに伸びた長いひげが 2 本、口を動かすたびにゆらゆら揺れていた。単なる剃り残しか。それ以外はひげは剃り跡もよく分からないぐらいきれいに剃ってあった。

この日着てきた服は紺色をした上下の前開きトレーナーのような服であった。昨年 11 月に差し入れたものである。

「清水でボクシングやったでしょう。勝又さんたちと。三津山さんもジムやってますよ」(本当は串田ジムの名前を出すつもりだったが、とっさに言葉が出なかった)

巖さん：「ボクシングは書いてあるのが見えて・・・機械だから回転して・・・消えますから。」

「消えるんですか。清水、日本平、富士山とか浜北は覚えているでしょう」

巖さん：「浜北は覚えていますよ。清水は思い出さない・・・回転して消えていくからボンネンのあるところは消えるんですよ。」

少し左斜め(立ち会いの刑務官側)を向き、座って、両腕を太ももあたりにおいて、身振りをすることなく同じような言葉・・・ボンネン、消される、写っている、回転している・・・という言葉が多い。

顔の表情はほとんど変わらない。淡々と話をするという感じだ。ただ、言葉が直ぐ出てくる時と、しばらくでない時がある。

「プロレスの力道山、覚えていますか」

巖さん：「・・・知らない・・・人間国宝が・・・ボンネンが・・・違いますから」

「目はよく見えますか。メガネは必要ないですか」

巖さん：「目は見えますよ。メガネはいりませんよ。見ないから」

「本の字を読むとき、メガネをかけて見て下さい。こんなメガネをいれますから」・・・私のメガネを外して本人に見せる。

巖さん：「いいですよ」

「歯はだいじょうぶですか。虫歯はないですか。」

巖さん：「虫歯はないですよ」

確かに歯はとてもしっかりしている。歯の色も、歯茎もきれいで、とても 70 歳の口元には見えない。

時計を見ながらそろそろ終わりの時間になったなと思い

「体調はいいですか、病気はしたこと無いですか」

巖さん：「調子はいいですよ。粗食ですから、粗食が・・・体が・・・。」

「お医者さんには見てもらってますか」

巖さん：「医者はいませんよ。見てませんよ。社会が違いますから」

「何か薬は飲んでますか」

巖さん：「薬は何も飲んでませんよ。・・・去年・・・10 月・・・消化剤が、飲んでましたね。」

「消化剤ですか。 夜は眠れますか」

巖さん：「ここは寝ないところですから。 眠ると “めくら” と “つんぼ” と “おし” が一緒にやってきて、体の中に入ってきて・・・」

「ちゃんと寝ないと体に悪いですよ。 誰が来るんですか」

巖さん：「“めくら” と “つんぼ” と “おし” が 5 階から降りてきて、5 人で体の中に入ってきて、ボンネンが送って来ている・・・病気のような形になる。 眠ると死んだと同じになる」

記録をとっていた刑務官が立ち上がる

「寝ないと良くないですよ」

巖さん：「マツヤマ・・・ワカヤマ・・・ケンゾウが・・・震えて体が冷たくなる。」

といいながら立ち上がる。

「また、来ますから」



東京拘置所、ここで誰でも自由に面会が出来るようにしたい

刑務官が袴田さんの左脇を抱えるようにしてつかみ、ドアを開ける。ドアの外にはもう一人の刑務官が待っていて、外へ連れ出し、すたすたと出て行く。

歩く姿はほんの数歩だったが、

少し前屈みに見えた。ドアの向こうには、少し暗いが床が光っている通路が一瞬見えた。

その後、両全会(差し入れをやって頂ける店で、拘置所の面会人待合室の中にある)に出向き、メロンとパイナップルの缶詰を各々1缶差し入れたが。その時、職員の方から「前回お姉さんが来られた時の差し入れが戻されてきているんですよ」と教えて頂いた。

本人が受け取らなかったんですかね、と話をしたら、「医療上の問題ですね」といしながら、差し入れ願い書を見せてくれた。

そこには、鉛筆で左側には「医療上ダメ」と縦書きで書いてある。

「医療上って何ですかね」「さあ、何でしょうね。 私たちもわからないんですよ、本人が“いない”って言ったのかも知れませんが、でも、平成18年8月28日から っ て書いてありますね。」

差し入れ願いをもう一度見ると、 H.18年8月28日から と、鉛筆で右側の欄内から欄外にかけ、書いてあった。

その瞬間、私は、「糖尿病だ!」と思った。

面会の時に、やたら甘いものの話と、粗食の話をしているので、おそらく拘置所の医者から、刑務官から毎日のように「粗食が一番いいよ」というようなことを言われているのだろう。(終わり)

3月例会は

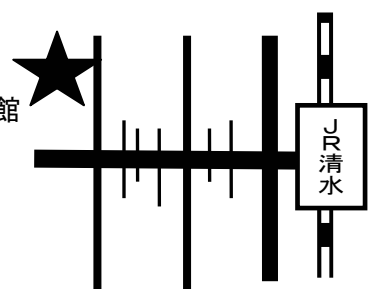
3月3日(土) 午後7~9時

清水辻公民館

清水辻公民館 1F 第1会議室で

テーマ:

「袴田巖さんの獄中処遇を考える」



今年に入り、1月12日は姉・秀子さんらと弁護団・岡島弁護士が、2月7日は清水救援会・山崎が、2月16日は弁護団・小川秀世弁護士が袴田さんとの面会に成功しています。

改めて、なぜ私たちが自由に袴田さんと面会をしたり、手紙を交わしたり出来ないのでしょうか。袴田さんの獄中処遇、死刑囚の獄中処遇を考え、今後私たちが袴田さんに出来ることを考えてみましょう。

獄中の袴田さんに手紙やハガキを出して下さい！

そして、その事実を記録して下さい

124-0001

葛飾区 小菅 1-35-1A

東京拘置所内

無実の死刑囚

袴 田 巖 様

名張毒ぶどう酒事件再審取り消し決定の欺瞞

2月3日 定例会に寄せて

代 表 榎田 民夫

異議審における取り消し決定要旨を読ませて頂いたが、これは再現実験の証明性を詭弁を弄して不当に弱めてしまう論理である。

理論の世界では事実と反対の主張の出来る例を考えて見ましょう。

事実「お砂糖は白い。似たような白いものにお塩がある。お砂糖とお塩は一見似てはいるが別の物である」誰でも知っている事実です。

理論「Aは白い。似たような白いものにBがある。AとBは名前が違うから別の物と見えるが、同じ物である可能性も否定できない」この理論は誤りでしょうか？間違っていない。

だから「お砂糖とお塩は同じ物である可能性も否定できない」と言ったらそれは詭弁としか言いようがない。

奥西さんは農薬のニッカリンTを持っていた。名張弁護団はニッカリンTを探しだし再現実験を行った。事件当時のベーパークロマトグラフィーという方法で分析した結果、不純物の有無が異なるという大きな違いが明らかになった。毒物が別の物である可能性が証明されたのだから奥西さんの無実は証明されたはずであった。(奥西さんが犯人である証拠に合理的疑いが生じたのだから、「疑わしくは被告人の利益に」である)

しかし、取り消し決定は「再現実験である以上、実際とはどこか条件が異なっているはずだ。同じ毒物でも分析のわずかな条件の違いで異なった結果が得られる可能性がある。だから異なった分析結果をもってしても毒物が同じ物である可能性を否定できない」という意味の理論を持ち出した。

確かに理論には誤りがない。しかしどこかおかしいと思いませんか。この理論では毒物が違う物である可能性も否定できていない。ですね。

こういうどちらとも決められない理論を「みずかけ論」といい、論理上でも無意味です。どのような条件の違いがあれば同じ毒物でも異なった分析結果が得られるか実験で証明して見せ、弁護団の再現実験にそのような条件の違いがあったことを証明しなければ、「毒物が同じ物である可能性を否定できない」などと主張する根拠はどこにもありません。

私は工場で検査の仕事をしています。合格か不合格か判断を迷った物は合格にはしません。これが不良品をお客様に届けないためのルールです。

人が人を裁く裁判ですから白と黒の間にグレーゾーンがあっても不思議ではありません。グレーゾーンは白とするのが刑事裁判の鉄則です。再審を開始すると判断した裁判官と取り消すと判断した裁判官をいるということは裁判官も人であり人によって意見が相反する訳です。グレーは白ですから異議審の決定は無効としか言いようがありません。

鎌田 慧 氏 取材報告

代 表 榎田 民夫

「週刊金曜日」連載「痛憤の現場を歩く」の鎌田慧氏が1月17日(水)に静岡入り、1日ばかりで袴田事件の取材がありました。

午前10時をはさんで、浜松から秀子さん、東京からは鎌田慧さんと週刊金曜日の編集者、カメラマンの2名、横浜事件再審全国ネットの塚本さんの合計5名が静岡駅で合流。私の車で小川秀世法律事務所へ移動しました。面接室をお借りして秀子さんのインタビュー取材から始めました。

この取材の話を持ち上がったのは昨年11月25日「反空港全国集会（静岡）」の会場で塚本さんが私と鎌田さんを引き合わせ「週刊金曜日」に書いてもらったらどうかと取



り持ってくれたのが始まりでした。その後行きがかり上私が担当して事前の資料提供やスケジュールの調整し当日を迎えました。

この日は最初に秀子さん、次に小川秀世弁護士、横砂の事件現場、そしてNさんの自宅訪問の取材予定です。Nさんは当時袴田さんのお世話をした方で被害者とも親しかった方で、高齢ですが清水区の山間に住んでいます。横砂の現場とNさん宅には

小川さんは同行出来ませんでしたが、秀子さんと N さんは 40 数年ぶりの再会でした。

当時袴田さんが「暖流」を経営していた頃、秀子さんは N さんに「日本平へ行ったことがない」と言ったら夜なのに直ぐに N さんは車で連れて行ってくれたことを思い出に語りましたが、N さんは「ハイ忘れました」とのことでした。(清水方言・ハイ＝もう)

N さんは人に親切で何かをしてやりたいタイプであることがわかった。今回新しくわかったことは、N さんは当時かなり商売が相当繁盛しており、ある年清水の同業者で売り上げが 2 位だったこともあった。営業車を自家用で持っていたところも繁盛の原因だった。それで袴田さんに負債の返却を迫らなかった訳だ。



41 年後の事件現場で

N さんは柳橋の「暖流」から新清水の新世界に「狸庭」読み方は「ごうにい」という店に移った頃、袴田さんがこがね味噌に勤め始めたと話されたので、帰路、新世界に寄ってみた。「狸庭」の看板はあったが店はなかった。40 年前の物ではなさそうだった。角のたばこ屋の老夫婦に聞いたが何で「ごうにい」と読むのかもわからず、

奥の鰻屋なら判るかも知れないと言われたが、その時は閉まっていました。その後「暖流」のあった場所を確認して静岡駅に戻りました。秀子さんの話では柳橋の角の建物が当時の「暖流」だと言いました。

この取材の記事は「週刊金曜日」の 4 月 13 日発売号に掲載されるそうです。ただし定期購読誌ですから、一部の書店を除いては、書店では購入できません。当会会員には何かの形でお伝えするつもりです。(1 月 19 日 記)

『それでもボクはやってない』(周防正行監督作品)を観た

会 員 A

大ヒット作『Shall we ダンス?』を世に送り出した周防正行監督の最新作『それでもボクはやってない』を観に行ってきた。封切前から評判の良い作品だったので楽しみにしていた。知人の間でも、「良くできている」「腹が立って腹が立って」などの感想が聞かれた。何が「良くできてい」て、何に「腹が立」つのかをざっと列挙すれ

ば以下の通りだ。

1. 被疑者・現場関係者（目撃証人など）などの言い分は聞かずにすぐに警察署へ連行する警察官
2. 真犯人であると決めつけて、がなりたてながら取調をする警察官
3. 2の裏返しとして、客観的な裏づけ捜査や検証を怠る警察官
4. 被疑者の言い分（否認）に耳を貸さず、否認すると「そんなことは聞いていない」「うるさい」「ばか」「落としてやるからな」「無罪はないぞ」と罵る検察官
5. 十分な証拠もないのに安易に起訴する検察官
6. 刑事裁判の現状に押し潰されて、やってもいないのにやったこととして示談を勧める弁護士
7. 「無辜（むこ）の不処罰」という刑事裁判の中核的理念に沿った裁判を行う裁判官を左遷する裁判所という官僚組織
8. 7の扱い等がもたらす結果として、警察・検察の言い分を追認し、逆に被告人・弁護人の言い分を無視する裁判官
9. 違法・不当・杜撰な取調を隠蔽し、公判で平気で嘘の証言をする警察官
10. 罪証湮滅のおそれがないにもかかわらず、保釈を認めない「人質司法」

公判を最初に担当した裁判官は、裁判所の中では数少ない良心的な裁判官として描かれていた。彼と司法修習生たちとの「刑事裁判における最も重要なことは何か？」というやりとりにおいて、彼は次のように語る。

「無辜の不処罰。無実の人を罰してはならないということですよ」……と。

映画のそのシーンでは、その良心的な裁判官が「無辜の不処罰」を語っている最中に、他の裁判官たちが裁判官室へ戻って来る。そして、その中で一番エラソーな裁判官が自分の席に着いた後、刑事裁判の本来在るべき姿を語る彼をその後方から一瞥する。……そして彼はいなくなった。公判の途中で転勤になり、別の裁判官に交代したのだ。要は、そういう良心的な裁判官は、上役に目をつけられ飛ばされてしまうということ表現しているのである。また、瀬戸朝香演じる弁護士が、他の弁護士と彼の評判を話すシーンで「マスコミからは無罪病と言われている」との趣旨のことを言っていた。某人権大嫌い週刊誌が「まともな」裁判官を叩く時によく使う見出しである。刑事裁判の鉄則に則り良心的に裁判をする裁判官だからこそ無罪判決を出すにもかかわらず、それを「無罪病」と非難するゴロツキメディアも今のでたらめな刑事裁判を作出している共犯である。まともなことをすると「まともではない」と倒錯した非難をされる程、日本の刑事裁判は腐っているということのひとつの現れだろう。

ところで、この映画では警察官・検察官・裁判官の在り様に目が行きがちであるが、

証言者の証言の信憑性にも注目すべきだ。被告人は、自らの潔白の裏付けとして、電車で同乗していた女性が被告人が連れて行かれた駅事務室までやって来て「彼は、痴漢はしていないと思います」と語ったと一貫して主張していた。結果、その女性を見つけ出し結審間近の公判で得た彼女の証言は、被告人の主張と合致していたのである。しかし、被害者とされる女性や他の証人はそれとは異なること、すなわち「彼が痴漢です」に類したことを彼女が言っていたと証言したのである。我々の日常生活を省みてもそうであるが、人間の認識・記憶というものはいい加減なものだ。自分の思い込みや勘違いで、客観的事実とは異なる内容に解釈したり書き換えたりしてしまう。証言には、そういう人間の機能的な側面からの限界があることをこの映画は示している。

映画は最後に、主人公である被告人をして「裁判は真実を発見する場ではなく、集めた証拠などから一応有罪か無罪かを決める場なんだ」という趣旨のことを語らせる。この語りが言わんとすることが判然としないのだが、日本の刑事裁判では真実発見はおよそ不可能で真実とかけ離れた判断がまかり通っているとの趣旨であるならば、その通りである。そうではなく文字通り、真実発見にまでは至らないが集められた証拠の限りにおいて一応有罪か無罪かを判断するものであるとの趣旨であるならば、やや甘い。なぜなら、日本の刑事裁判は、有罪か無罪かを決めるという中立的な立場では行われていないと考えるからだ。すなわち、日本の現行刑事裁判は「有罪であることを追認する場」でしかない。だからこそ、99.9%の有罪率なのである。裁判所・裁判官は、無辜の不処罰という刑事裁判の目的に徴して主体的に訴訟を追行し有罪・無罪を判断するのではなく、警察・検察に専ら依拠し、その追認を行っているだけなのだ。

この実態を市民の多くは知らない。映画では、警察官・検察官・裁判官、そして弁護士の一部の在り様を問題にしているが、このような制度をまかり通らせているのは我々市民である。その自覚を持つ市民が増えないことには、刑事裁判とは呼べない悲惨な代物をまともな制度に改善することはできないだろう。